



埼玉県発行

規 則

○特定非営利活動法人の設立に係

る公告

目

次

○埼玉県地方薬事審議会規則の 部を改正する規則

(薬 務 課

更に係る公告

○埼玉県教育委員会が行う公文書 改正する規則 の開示等に関する規則の一部を (教委・総務課)

人情報の保護等に関する規則の 部を改正する規則

入札公告

○埼玉県教育委員会の保有する個

令

る事務の決裁に関する規程の

告 示

○特定非営利活動法人の定款の変 る公告 南部 振

更に係る公告 (川越比企振興)

○特定非営利活動法人の設立に係

○特定非営利活動法人の設立に係 る公告

訓

○埼玉県教育委員会の権限に属す

公示

部を改正する訓令

匹 0

 \equiv

 \bigcirc

三

八

平成二十年五月二日

○大規模小売店舗の変更に関する ○映像支援室編集機器(Fla ○平成二十年度埼玉県ふぐ調理師 ○特定非営利活動法人の定款の変 eシステム)の賃貸借に関する (彩の国ビジュアルプラザ) (NPO活動推進課) (食品安全課) 四 兀

試験

<u>Ŧ</u>i.

 \bigcirc \bigcirc

七 七

六

(商業支援課)

般競争入札の

○WTOに基づく 中止の公告 (技術管理課)

○開発行為に関する工事の完了公 (建築指導課)

○県道深谷寄居線の供用の開始 (東松山県土) (熊谷県土)

九

九

○第七十五回埼玉県環境影響評価

技術審議会の開催

(温暖化対策課)

九

○埼玉県教育委員会定例会の招集

(教委·総務課

九

訂正

正

○埼玉県教育委員会訓令第二号中

○埼玉県教育委員会教育長訓令第 (教委・総務課) \bigcirc

一号中訂正

 \bigcirc

規 則

埼玉県地方薬事審議会規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二日

埼玉県知事

上

田

清

司

四 埼玉県規則第六十一号

埼玉県地方薬事審議会規則の 部を改正する規則

ように改正する。 埼玉県地方薬事審議会規則(平成十七年埼玉県規則第百八十四号)の一部を次の

第三条第一項に次の一号を加える。

四 公募に応じた者

附 則

この規則は、 平成二十年九月一日から施行する。

こに公布する。 埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をこ

埼玉県教育委員会委員長 髙 橋 史

朗

埼玉県教育委員会規則第二十一号

八八

員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。 埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則 埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 (平成十三年埼玉県教育委

第一条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報

ター」に改める。 第二条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報セン

センター所長」に改める。

則

この規則は、 公布の日から施行する。

則をここに公布する。 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規

平成二十年五月二 日

埼玉県教育委員会委員長 髙 橋 史 朗

埼玉県教育委員会規則第二十二号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正す

教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則 (平成十七年埼玉県

情報センター所長」に改める。 第二十三条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報 第二十二条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政

センター」に改める。

この規則は、 公布の日から施行する。



埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局

を次のように定める。 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

平成二十年五月二 日

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の 埼玉県教育委員会委員長 髙 橋 史

一部を改正する

教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 (昭和六十一年埼玉県

加える。 別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄に次のように

19 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、 副教育長等職員として任期を定め

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育長専決事項の欄1中 て採用したものの任期を更新すること。 「及び21

21及び22」に改め、 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、 同欄中22を23とし、21の次に次のように加える。 主査級以上の職員として任期を定

22 めて採用したものの任期を更新すること。

23とし、21の次に次のように加える。 別表第二教育総務部の表総務課の項第二号部長専決事項の欄中23を24とし、

級が行政職給料表の一級の職員及び技能職員を除く。)として任期を定めて採用し たものの任期を更新すること。 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、職員(主査級以上の職員、 職務の

を「第六十三条第一項」に改め、同欄11中「第三条及び」を削る。 別表第二教育総務部の表総務課の項第五号部長専決事項の欄4中 「第六十三条

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄に次

のように加える。 18 ものの任期を更新すること。 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、校長として任期を定めて採用した

次に21から23までとして次のように加える。 頭」の下に「、教諭又は養護教諭」を加え、 別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄20中 同欄中22を25とし、 21を24とし、 20 の 教

21 期を定めて採用したものの任期を更新すること。 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、 教頭、 教諭又は養護教諭として任

22 級以上の職員として任期を定めて採用すること。 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、事務職員及び技術職員のうち主査

育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、事務職員及び技術職員のうち主査

23

24」を「、25及び26」に改め、同欄中27を30とし、26を29とし、 別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄1中 級以上の職員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。 25の次に26から28 「及び

までとして次のように加える。 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、 事務職員又は技術職員として任期

を定めて採用したものの任期を更新すること

27 指導員として任期を定めて採用すること。 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、 養護助教諭、 実習助手又は寄宿舎

28 指導員として任期を定めて採用したものの任期を更新すること。 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、 養護助教諭、 実習助手又は寄宿舎

次のように加える 別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄に

ものの任期を更新すること 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、 校長として任期を定めて採用した

18とし、16を17とし、15の次に次のように加える。 別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中17を _

ものの任期を更新すること。 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、教頭として任期を定めて採用した

次のように加える 同欄12中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、 別表第四教育事務所長の項第一号専決事項の欄9中「及び」を「又は」に改め、 同欄中13を14とし 12 の 次 に

て任期を定めて採用したものの任期を更新すること。 育児休業法第十八条第三項の規定に基づき、 負担法第一条に規定する職員とし

この訓令は、 公布の日から施行する

亦

的とする。

埼玉県告示第六百四十号

第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律

ら、次のとおり申請書が提出されたの で、 非営利活動法人を設立しようとする者か 同条第二項の規定により公告する。

> www.saitamaken-npo.net/))により縦 びにインターネットを利用する方法 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地 玉県NPO情報ステーション(http:// 域振興センターにおいて備え置く方法並 書を申請のあった日から二月間、 県民生 **(**埼 覧

平成二十年五月 日 に供する。

埼玉県知事 田 清 司

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名 ·成二十年四月十八日

特定非営利活動法人キャリア研究所

称

代表者の氏名

兀 埼玉県川口市安行領家九七四番地の 主たる事務所の所在地

<u>Ŧi.</u> び人材コーディネートを行うことを目 び学校に対し、 この法人は、 定款に記載された目的 求職者と求人事業所及 適切なキャリア支援及

埼玉県告示第六百四十一号

第七号)第二十五条第四項の規定により 特定非営利活動促進法(平成十年法律

非営利活動法人から、次のとおり申請書 定款の変更の認証を受けようとする特定 準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、同条第五項において 公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 域振興センターにおいて備え置く方法並 NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地 申請のあった日から二月間、 びにインターネットを利用する方法(埼 玉県NPO情報ステーション(http:// なお、当該申請に係る変更後の定款を 県民生活部

平成二十年五月二 日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

平成二十年四月二十一日

特定非営利活動法人の名称 スノードロップ・共同墓地普及サポ

トセンター

 \equiv 代表者の氏名

埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷百九― 主たる事務所の所在地

智恵子

兀

<u>Ŧ</u>i. 定款に記載された目的

墓の普及活動に関する事業、葬送支援 にお墓を持つことが困難な方、 事業を行い、すべての人々が健やかに 化に伴い、継承者のいない方、 ついて不安のある方に対し、 この法人は、 近年の家族の形態の変 墓地に 経済的

に寄与することを目的とする。 暮らせる地域社会づくりと福祉の増進

Ŧi.

埼玉県告示第六百四十二号

地域振興センターにおいて備え置く方法 並びにインターネットを利用する方法 書を申請のあった日から二月間、県民生 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 活部NPO活動推進課及び埼玉川越比企 (埼玉県NPO情報ステーション (http: なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第二項の規定により公告する。 次のとおり申請書が提出されたの

平成二十年五月 日

覧に供する。

//www.saitamaken-npo.net/))により縦

埼玉県知事 上 田 清

司

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名 平成二十年四月 一十三日

代表者の氏名 毛呂Book

庸久

四 埼玉県日高市大字原宿四百九十番地 主たる事務所の所在地

+

定款に記載された目 この法人は、子どもからお年寄りま

り、 る 進歩発展に寄与することを目的とす 営むことができるよう、図書館事業の る情報サービスを提供することによ すべての人々に読書をはじめとす 自立した日常生活及び社会生活を 人々が知識と情報を得ることを助 三 <u>Ŧ</u>i.

埼玉県告示第六百四十三号

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 ら、次のとおり申請書が提出されたの び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 方法並びにインターネットを利用する方 活部NPO活動推進課において備え置く 書を申請のあった日から二月間、県民生 (http://www.saitamaken-npo.net/))なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法(平成十年法律 (埼玉県NPO情報ステー 同条第二項の規定により公告する。 ション

を目的とします。

平成二十年五月

より縦覧に供する。

埼玉県知事 田 清 司

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名 平成二十年四月十七日

称

Eチャリティーリンク 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

弱者の自立に関する啓蒙活動や地域住 民との交流の活性化を図り、もって、 と共に、地元自治体や地域住民との協 て、福祉・勤労・医療・生活・環境等 ムレス・高齢者等の社会的弱者に対し 力により、交流の場を提供し、 に関する色々な情報や支援を提供する 定款に記載された目的

代表者の氏名

達二

特定非営利活動法人の名称

NPO法人自然観察さいたまフレン

平成二十年四月二十二 申請のあった年月日

日日

埼玉県告示第六百四十四号

することを目的とする。

定款の変更の認証を受けようとする特定 準用する同法第十条第二項の規定により 第七号)第二十五条第四項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、次のとおり申請書 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において

申請のあった日から二月間、県民生活部 NPO活動推進課において備え置く方法 なお、当該申請に係る変更後の定款を

特定非営利活動法人HERITAG 並びにインターネットを利用する方法 //www.saitamaken-npo.net/))により縦 (埼玉県NPO情報ステーション (http:

楠田 昭德

覧に供する。

平成二十年五月

一日

埼玉県知事

上

田

清

司

|番二〇号 埼玉県さいたま市南区別所四丁目

安全・平和・環境保全に寄与すること 地域住民相互扶助を推し進め、社会の この法人は、ワーキングプア・ホー 、社会的

四 <u>Ŧ</u>i. みどり豊かなまちづくりの推進に寄与 保全や環境教育の諸活動をつうじて、 然観察を活動の原点として、自然環境 丁目二一二四番地三 定款に記載された目的 この法人は、自然保護につながる自 埼玉県さいたま市見沼区大和田 主たる事務所の所在地 崱

埼玉県告示第六百四十五号

下 (平成十四年埼玉県条例第七十八号。 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例 「条例」という。) 第四条の規定によ 平成二十年五月 ふぐ調理師試験を次のとおり行う。 日 以

試験期日及び試験場所 埼玉県知事 上 田 清 司

番二十四号

イ 平 学

さいたま市浦和区高砂三丁目十二平成二十年八月十九日(火)

· 医支试検 埼玉教育会館

- 実技試験

F-L) さいたま市大宮区吉敷町二丁目五 平成二十年八月二十一日(木)

国際調理師専門学校

Ξ.

試験科目

施庁見川(全文一 宣三等三等見川等し埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

条例第五条に規定する者三 受験資格 一三号)第四条に掲げる試験科目 十三号)第四条に掲げる試験科目

口

イ 提出書類

ロ 試験手数料 - 一 試験手数料 - 一 試験手施要領5に規定する受験願書等 - 平成二十年度埼玉県ふぐ調理師試 六

出時に納付すること。一万八千二百円を受験願書等の提

ご 受験願書等の提出期間及び提出場

所

埼玉県告示第六百四十六号

平成二十年五月二日次のとおり一般競争入札に付する。

埼玉県知事

上田

清

司

月十一日(金)平成二十年七月十日(木)及び同

番一号さいたま市浦和区高砂三丁目十四年前十時から午後四時まで

埼玉県自治会館

是出場所へ直接寺袋けること 一受験願書等の提出方法

さなこうこまではない。選出場所へ直接持参すること。郵

視系さいたま市保健所環境衛生課市場監衛生課並びにさいたま市保健所及び衛生課並をにます保健部生活

ハ 川越市保健所

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

映像支援室編集機器(Flame システム)の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成20年7月1日(火)から平成25年6月30日(日)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合、当該契約は解除する。

履行場所

(4)

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ

人札方法

(5)

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること

競争人札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

入札書の提出場所等

ယ

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 埼玉県彩の国ビジュアル

一日時

平成20年 5 月23日 (金) 午前11時

(5)

プラザ副館長 酒井英治 電話048-265-2502 (直通)

入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から平成20年5月13日 (火) まで(1)の交付場所において交付す

- (3) 入札説明会の場所及び日時
- 揚所

研修室1 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ4階

入札・開札の場所及び日時

平成20年5月9日(金)午後2時

四平平

研修室 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ4階

あて先

ルプラザ

郵送による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法 〒333-0844 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 埼玉県彩の国ビジュア

受領期限 平成20年5月22日(木)午後5時(必着)

ひ 提出方法

書留郵便によること。

みの街

入札保証金及び契約保証金

人札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合 は、免除する。 じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規

契約保証金

額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 場合は、免除する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

2 入札者に要求される事項

得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明 成20年5月19日(月)までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を を求められた場合は、それに応じなければならない。 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平

3 入札の無効

次に掲げる入札書は無効とする

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

財務規則第97条の規定に該当する人札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

(6)

埼玉県告示第六百四十七号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

平成二十年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

1 東鷲宮ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

北葛飾郡鷲宮町桜田三丁目二番一、二番四

口

変更の概要

代表者の氏名変更 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては | 一

(変更前)

株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見 敏男

(変更後)

株式会社ダイエー

代表取締役

西見

徹

平成十八年十月六日 変更年月日

届出年月日

平成二十年四月十一日

縦覧期間

平成二十年五月二 一日から平成二十年九月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

|地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

1 意見書提出期間 対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

平成二十年五月二 一日から平成二十年九月二日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十八号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

平成二十年五月二

埼玉県知事 上 田 清

司

届出の概要等

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

人間郡三芳町大字藤久保三百五の

設置者の代表者変更 変更の概要

口

(変更前) 株式会社 松本商会

代表取締役 松本 仙太郎

(変更後) 株式会社 松本商会

代表取締役

松本

伸 郎

変更年月日

平成十八年六月二十四日

届出年月日

平成二十年四月十七日

縦覧期間

縦覧場所

平成二十年五月二日から平成二十年九月二日まで

埼玉県南西部地域振興センター

埼玉県産業労働部商業支援課

兀 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

1 意見書提出期間 対し、

意見書の提出により、これを述べることができる。

平成二十年五月二 一日から平成二十年九月二 一日まで

口

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百四十九号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 平成二十年五月二 日

届出の概要等

大規模小売店舗の名称及び所在地

マツモトビル

入間郡三芳町大字藤久保三百五の

口

変更の概要

駐車場の位置及び収用台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 二九四台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 二六七台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 出口二箇所 入 口 一箇所 出入口四箇所 図面省略

(変更後) 出口 一箇所 入口 一箇所 出入口五箇所 位置 図面省略

変更年月日

平成二十年十二月十八日 届出年月日

平成二十年四月十七日

縦覧期間

三 縦覧場所

平成二十年五月二日から平成二十年九月二日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

兀 意見書の提出

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

イ 意見書提出期間

平成二十年五月二 一日から平成二十年九月二日まで

口 意見書提出先

> 清 司

埼玉県知事

上 田

埼玉県告示第六百五十号

埼玉県産業労働部商業支援課

貸借に関する入札公告)は、 (電子納品保管管理システム用設備の賃 平成二十年埼玉県告示第四百三十三号 取り消す。

埼玉県知事 上 田 清 平成二十年五月二日

司

埼玉県告示第六百五十一号

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第 次 百

平成二十年五月 日

公告する。

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

平成二十年三月五日

指令杉整第一九〇二四五〇号

三

第二〇〇〇〇三号

検査済証番号

開発区域に含まれる地域の名称 平成二十年四月二十五日第七号

兀

三 南埼玉郡宮代町川端二丁目二七三 二七三— $\overline{\parallel}$

Л 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都武蔵野市境二丁目 番

代表取締役 株式会社 飯田産業 兼井 雅史

> 十八号 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六

号)第三十六条第三項の規定により、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

平成二十年五月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀 清 司

井

許可番号

平成十九年七月三十 第一九〇〇一八一号 日

検査済証番号 平成二十年四月二十五日

開発区域に含まれる地域の名称

七三一二 比企郡川島町大字山ヶ谷戸字門無四

開発許可を受けた者の住所及び氏名 代表取締役 ヤマモトスクリーン株式会社 ふじみ野市大原一―五―二二 山本 卓央

路

線

名

供

用

開

始

0)

区

間

供

用

開 始 0)

期 日

備

深

谷

寄

居

線

深谷市樫合字粕ヶ谷戸七六番二地先

平成二十年五月二

日

延長二一・二〇メートル。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号

うに道路の供用を開始 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平

及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

正

平成二十年五月二日

線	名	、 開 刊 始 す 年
他もまで	供	二 る 注 十 。 第
子 山 本	用	五月二日から!
六五番一	開	がら三十
地 先 か	始	三十日間埼
~ら同市和	の	玉県県土
柏合字山	区	土
本七五番四	間	部道路環境の
平成二十年五月二日	供用開始の期日	課 子 平
延長一二〇・五〇メートル。	備	埼玉県熊谷県土整備事務所長「小「川」公三日
	考	倫

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十一号

深

谷

寄

居

地先まで

路

線

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

その関係図面は、平成二十年五月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 Ш

倫

正

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

史

朗

髙 橋

埼玉県教育委員会委員長

平成二十年五月二日

招集する。

日時

平成二十年五月八日

午前十時

場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

報

雑

第七十五回埼玉県環境影響評価技術審

埼玉県知事

上

 \mathbb{H}

清

司

議会を、次のとおり開催する。 なお、この会議の傍聴を希望する者

は、次に定める手続に従って傍聴するも

開催場所

埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目

のとする。

平成二十年五月二日

時二十分から正午まで 平成二十年五月十六日 開催日時 金

午前十

考

うに加える。 うに加える 匹 事務の決裁に関する規程の一部を改正す 十年三月二十八日号外第十二号) 二十九ページ下段後ろから九行目 二十七ページ上段八行目の次に次のよ 二十七ページ上段七行目の次に次のよ 2 5 3 埼玉県教育委員会訓令第二号 十一番八号 議題等 二十人 平成二十年三月二十八日 傍聴者の定員 埼玉県知事公館 直しについて 設建設事業に係る事後調査書につい 業について その他 平成二十年度環境影響評価予定事 彩の国資源循環工場廃棄物処理施 埼玉県環境影響評価技術指針の見 正副会長の選出 埼玉県教育委員会の権限に属する 発行日 毎 火曜日・金曜日 大会議室 週 中訂正 (平成二 <u>ι</u>Ε 購読料金 正 うに加える 号) 中訂正 誤 五. 教育事務所長の項専決事項 六 教育事務所長の項第一号専決事項 年四万三千 (平成二十年三月二十八日号外第十二 便 三十一ページ上段三行目の次に次のよ きる。 埼玉県教育委員会教育長訓令第二 電話○四八 (八三○) 三○四 十五番一号 得た上で、会議の会場に入ることがで までに、当該会議の会場において、埼 になり次第終了する。 玉県環境影響評価技術審議会の許可を 誤 問い合わせ先 傍聴手続 料 埼玉県環境部温暖化対策課環境影響 傍聴の手続は、 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻 金 を 含 兀 百 円 先着順で行い、 発 行 者 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八一八二四 定員 三号中 改め、 改め、 属する事務の委任及び決裁に関する規程 うに加える。 正 誤 三十一ページ上段後ろから四行目 三十一ページ上段四行目の次に次のよ 一部を改正する訓令 平成二十年三月二十八日 埼玉県教育委員会教育長の権限に 同号を同欄第十一号とし、 同欄第三号中 (代表) http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス 同欄第 印刷所 さいたま市南区別所三― 関 ○四八一八六二一二九○ 東 図 書 株

式

<u>|</u> 会 社